

電気バス充電器調達仕様書

1 本仕様書は、川崎市交通局（以下、「発注者」という。）が発注する川崎市交通局電気バス充電器購入について、受注者が業務を適正に履行するために必要な事項を定めるものとする。

2 件名 電気バス充電器調達

3 機器の仕様

（1）機器構成

- ア EV用（電気バス）急速充電器一式
- イ その他

（2）機器名及び数量

EV用（電気バス）急速充電器（120KW）
型式 DQC120MD 株式会社ダイヘン 社製
数量 1基（付属品含む一式）

株式会社 ダイヘン製 EV用急速充電器（120KW）

型 式	DQC120MD
プラグ数	2
規 格	CHAdeMO Ver.2.0.2
充電ケーブル長	標準 6 m
定格出力	120KW（56.25kw×2） 450V、125A
ブースト出力	90KW/120KW（1口）
定格入力電圧	三相3線式AC400V 50/60Hz
定格入力電圧	193A、134kVA
OCPP	OCPP 2.0.1
※カードリーダー	あり
※塗 装	塩害仕様

※：メーカーオプション追加仕様

4 納入条件

(1) 使用目的

発注者が導入する電気バス（いすゞ社製エルガEV）2台に充電可能な機器1基を設置し、その電気バスの充電に用いる。

(2) 納入場所

塩浜営業所 川崎市川崎区塩浜 2-2-1

(3) 納入方法

指定場所に搬入、据付けを行い据付完了後試運転調整を行うこと。

（充電器と電源との接続含む）

また、納入にかかわる組み立て費用、運搬・納入費用は、すべて納入者負担とする。

(4) 令和9年2月26日までに引き渡すこと。

(5) 環境省「令和7年度（補正予算）商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」※1の補助金対象機器であること。

※1 申請先 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

(6) 取扱説明書等

装置一式の取扱説明書（日本語）を提供し、必要に応じて担当者が機器の操作を十分習
2-2-1

(7) 疑義等

本仕様に定めのない事項あるいは疑義が生じた事項については、双方協議の上決定するものとする。

なお、本仕様書に記載のない事項にあっても、運用上当然必要な事項及び社会通念上必要な事項については充足するものとする。

5 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の遂行上必要な作業については、受注者の責任において適切に対応すること。

(2) 契約履行期間経過後であっても、当初発注した業務の範囲内で不具合、追加の改修等が必要となった場合には、無償で対応すること。

(3) 使用開始後1年以内に製品欠陥による不具合が生じ、当局から連絡を受けた時は直ちに当局と協議し無償にて交換、若しくは修理を行うこと。

(4) 納入時において、故意または過失によって生じた事故等については、すべて納入業者負担とする。

(5) 納入スケジュールの詳細について、別途打ち合わせを要する。

(6) 納入にあたっては、当局職員の指示に従うこと。

(7) この仕様に定めのない事項については、その都度、当局と協議して実施するものとする。

(8) その他必要事項は、川崎市交通局契約規程による。